

令和8年度 通学許可区域

市(郡)		通学許可区域 〔令和7年9月現在の校区で示しています。〕
広島市	中区	全ての小学校区
	東区	福木, 上温品, 戸坂城山, 東浄小学校区を除く全ての小学校区
	南区	似島小学校区を除く全ての小学校区
	西区	己斐東, 山田, 鈴が峰, 井口, 井口明神, 己斐上, 井口台小学校区を除く全ての小学校区
	安佐南区	中筋, 古市, 祇園, 長束, 原, 原南, 東野小学校区
	安芸区	瀬野, 中野東, 畑賀, 阿戸, みどり坂小学校区を除く全ての小学校区
安芸郡	府中町, 海田町, 坂町内の全ての小学校区	

注意

- 本校では通学上の安全確保のため、通学許可区域を決めています。したがって上記の通学許可区域に、現に居住している方、または令和8年4月1日までに居住する方以外の願書受付はお断りします。
- 上記通学許可区域は、卒業時まで遵守していただきます。
〔卒業時まで、通学許可区域外から通学していることが判明した場合には、速やかに転校していただきます。〕
- 通学方法は、徒歩または、公共の交通機関の利用に限ります。自家用車、タクシーでの通学は認めません。